

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 バンドー化学株式会社
代 表 者 取締役社長 吉井 満隆
上場取引所 東京第一部
コード番号 5195
問い合わせ先 総務部長 雪永 剛
T E L 078-304-2917

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 93 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、監査・監督機能を一層強化し、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に係る規定の削除等を行うものであります。また、監査・監督機能の強化の一環として、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第 26 条）。

(2) 上記 (1) 以外の変更

①当社および当社子会社の事業の現状に即して目的事項を整理するとともに、今後の新規事業の展開に対応するため、目的事項を変更するものであります（変更案第 2 条）。

②インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞および神戸新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります（変更案第 4 条）。

③取締役会の招集者および議長となる会長を定めないとときは会長に事故あるときの招集者等の代行に関する扱いを明確にするために、所要の変更を行うものであります（変更案第 23 条）。

④「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、業務執

行をしない取締役との間においても責任限定契約を締結することができることとなったことから、当該契約の対象者を業務執行取締役等である者を除く取締役に変更するものであります（変更案第 29 条）。なお、変更案第 29 条の議案の提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

⑤平成 28 年 10 月 1 日をもって、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施することに伴い、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を 3 億 7,850 万株から 1 億 8,700 万株に変更するものであります。詳細につきましては、平成 28 年 3 月 28 日の「単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

(3) その他

上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|---------------------|-----------------------|
| 定款一部変更のための定時株主総会開催日 | 平成 28 年 6 月 23 日（木曜日） |
| 定款一部変更の効力発生日 | 平成 28 年 6 月 23 日（木曜日） |

以 上

(下線は変更部分であります。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第1条 (条文省略) | 第1条 (現行どおり) |
| (目的) | (目的) |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| (1) ゴムベルトおよび各種ゴム製品ならびにそれらの付属品の製造、販売、施工 | (1) ゴムベルトおよび各種ゴム製品ならびにそれらの付属品の製造、販売、施工 |
| (2) 再生ゴムの製造、販売 | (2) 再生ゴムの製造、販売 |
| (3) 合成樹脂および合成樹脂製品の製造、販売、施工 | (3) 合成樹脂および合成樹脂製品の製造、販売、施工 |
| (4) 運搬設備、動力伝動装置等の機械・器具およびそれらの付属品の設計、製造、販売、施工 | (4) 運搬設備、動力伝動装置等の機械・器具およびそれらの付属品の設計、製造、販売、施工 |
| (5) 情報処理機器および産業機械の関連機器・装置ならびにそれら部品および付属品の設計、製造、販売、施工 | (5) 情報処理機器および産業機械の関連機器・装置ならびにそれら部品および付属品の設計、製造、販売、施工 |
| (6) 建築、土木、機械・装置等の関連資材の製造、加工、販売およびインテリア用品の販売 | (6) 建築、土木、機械・装置等の関連資材の製造、加工、販売およびインテリア用品の販売 |
| (7) スポーツ、文化、保健等施設の経営 | (7) スポーツ、文化、保健等施設の経営 |
| (8) 不動産の販売、賃貸借、仲介、管理および建物サービス業ならびに造園緑化事業 | (8) 不動産の販売、賃貸借、仲介、管理および建物サービス業ならびに造園緑化事業 |
| (9) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する事業 | (9) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する事業 |
| (10) 労働者派遣業ならびに市場調査、広告および宣伝に関する事業 | (10) 労働者派遣業ならびに市場調査、広告および宣伝に関する事業 |
| <新設> | |
| <新設> | (11) <u>医療機器、福祉用具および介護用品の製造、販売、貸与</u> |
| | (12) <u>自然エネルギー等による発電事業およびその管理、運営ならびに電気の供給、販売</u> |
| (11) 前各号に関連する技術、ノウハウおよびソフトウェアの販売 | (13) 前各号に関連する技術、ノウハウおよびソフトウェアの販売 |

| | |
|---|--|
| (12) 関連事業等に対する投資 (13) 前各号に付帯関連する事業 | (14) 関連事業等に対する投資 (15) 前各号に付帯関連する事業 |
| 第3条 (条文省略) | 第3条 (現行どおり) |
| (公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞および神戸新聞に掲載する。 | (公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および神戸新聞に掲載して行う。</u> |
| 第5条～第18条 (条文省略) | 第5条～第18条 (現行どおり) |
| (員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 | (員数) 第19条 当社の <u>監査等委員でない</u> 取締役は、10名以内とし、 <u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> |
| (選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 | (選任) 第20条 <u>監査等委員でない</u> 取締役および <u>監査等委員である</u> 取締役は、 <u>それぞれ区別して</u> 株主総会において選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 |
| (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新設＞ ② 任期の満了前に退任した取締役の | (任期) 第21条 <u>監査等委員でない</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である</u> 取締役の任期は、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ 任期の満了前に退任した <u>監査等委</u> |

| | |
|--|--|
| <p>補充または取締役が欠員となったときに補欠として選任された取締役の任期は、当該取締役の前任の取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>員である取締役の補欠として選任された取締役の任期は、当該取締役の前任の取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。</p> <p>③ 取締役社長は、会社の業務を統轄する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれを代行する。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。</p> <p>③ 取締役社長は、<u>当社の業務を統轄する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれを代行する。</u></p> |
| <p>(取締役会の招集者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役会長を定めないときまたは取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。</p> | <p>(取締役会の招集者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役会長を定めないときまたは取締役会長に事故あるときは、<u>取締役社長がこれを代行し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。</u></p> |
| <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会</p> | <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会</p> |

| | |
|--|--|
| <p>いで取締役会を開催することができる。</p> | <p>を開催することができる。</p> |
| <p>(取締役会の決議方法等) 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこのかぎりではない。</u></p> | <p>(取締役会の決議方法等) 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |
| <p><新設></p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印または法令の定めに従い記名押印に代わる措置をとる。 ② 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。</p> | <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または法令の定めに従い記名押印に代わる措置をとる。 ② 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。</p> |
| <p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執</p> | <p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執</p> |

| | |
|---|---|
| <p>行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>) 第 28 条 当会社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(<u>取締役の責任限定契約</u>) 第 29 条 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |
| <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> | <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> |
| <p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>) 第 29 条 当会社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> | <p>(<u>監査等委員会の設置</u>) 第 30 条 当会社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p> |
| <p>(<u>員数</u>) 第 30 条 当会社の監査役は、<u>5 名以内とする。</u></p> | <p><削除></p> |
| <p>(<u>選任</u>) 第 31 条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u> ② <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p><削除></p> |
| <p>(<u>任期</u>) 第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補充または監査役が欠員となった</u></p> | <p><削除></p> |

| | |
|---|---|
| <p><u>ときに補欠として選任された監査役の任期は、当該監査役の前任の監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | |
| <p>(常勤監査役) 第 33 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> | <p><削除></p> |
| <p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>(監査等委員会の招集通知) 第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(監査役会の決議方法) 第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> | <p>(監査等委員会の決議方法) 第 32 条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p> |
| <p>(監査役会の議事録) 第 36 条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役が記名押印または法令の定めに従い記名押印に代わる措置をとる。</u></p> <p>② <u>監査役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。</u></p> | <p>(監査等委員会の議事録) 第 33 条 <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または法令の定めに従い記名押印に代わる措置をとる。</u></p> <p>② <u>監査等委員会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。</u></p> |
| <p>(報酬等) 第 37 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p> | <p><削除></p> |
| <p>(社外監査役の責任限定契約) 第 38 条 <u>当社は、社外監査役との間で、会</u></p> | <p><削除></p> |

| | |
|---|---|
| <p><u>社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | |
| <p>第<u>39</u>条～第<u>41</u>条（条文省略）</p> | <p>第<u>34</u>条～第<u>36</u>条（現行どおり）</p> |
| <p>（報酬等） 第<u>42</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て、これを定める。</p> | <p>（報酬等） 第<u>37</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て、これを定める。</p> |
| <p>第<u>43</u>条～第<u>46</u>条（条文省略）</p> | <p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条（現行どおり）</p> |